

# 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」 の一部改正について

## 1. 背景

一般乗用旅客自動車運送事業の現行制度においては、各地域の需要構造や原価水準等を勘案して、運賃料金を適用する地域（以下、「運賃料金適用地域」という。）を細かく区分しており、運賃料金適用地域内の運賃改定の申請を行った法人事業者の車両数の割合が7割以上となった場合に、運賃改定手続を開始することとなっている。

この度、現行の運賃料金適用地域の区分を見直す予定であるが、あわせて運賃改定手続を開始するために必要な条件を見直すこととする。

## 2. 概要

運賃改定手続の開始に必要な条件を以下のとおりとする。

- ・ 運賃適用地域において運賃改定の申請を行った法人事業者の車両数の割合が5割以上となった場合

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和6年12月中旬

施行：公布の日